

平成 26 年度 第5回知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：平成 26 年 11 月 6 日（木）

午前 10 時 00 分～

場所：中央公民館 2 階 中会議室

■委員出席者（計 17 名、敬称略・順不同）

| | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 蔭山 英順 | 鈴木 恭子 | 北村 信人 | 加藤 浩文 | 山崎 敬司 | 石川 恵子 |
| 財津 咲代 | 吉田 恵 | 永田 憲子 | 佐藤 慎子 | 西 玲子 | 服部 悟（代理） |
| 野々村 尚道 | 清水 雅美 | 川合 基弘 | 落 邦広 | 服部 友彦 | |

■委員欠席者（計 3 名、敬称略・順不同）

豊田 かおり 川合 大一郎 坂本 進

■事務局

【子ども課】 成瀬 達美 星野 主税 伊藤 慎治
【健康増進課】 浦田 浩子
【学校教育課】 橋本 昭
【委託業者】 都築 光

■開会

（事務局）

おはようございます。本日はお忙しい中、第 5 回知立市子ども・子育て会議にご出席いただきましてありがとうございます。本日の会議は、知立市審議会等傍聴要領により、会は公開させていただいております。傍聴人の入場が可能となっております。あらかじめご了承ください。また、本日の会議終了後、会議の概要について会議録も作成させていただきます。これについても公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、本日ですが、幼稚園代表の川合委員、民生児童委員連絡協議会代表の坂本委員の二人は事前に欠席の連絡を受けております。医師会代表の豊田委員がおみえになっておられませんが、時間もまいりましたので会議は始めさせていただきます。

委員総数 20 名のところ、出席者は 17 名で過半数に達しておりますので、この会議は成立していることをご報告させていただきます。

只今から、「平成 26 年度第 5 回知立市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。蔭山会長から挨拶をお願いいたします。

■会長あいさつ

(蔭山会長)

おはようございます。知立市子ども・子育て支援事業計画につきまして大詰めになってまいりました。市民の皆さんのパブリックコメントや色々な団体のご意見も拝見いたしますと、積極的に色々ご提案いただいているようですので、市民の方もとても関心を持っていただいていることがわかり、とても嬉しく思っています。今日はパブリックコメントで出された意見への対応が中心議題になるかと思しますので、よろしくをお願いします。

■協議事項

(事務局)

協議事項に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

<資料の確認>

(事務局)

それでは、早速、次第2の協議事項に入りたいと思います。これより、議事の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。

(1) 知立市子ども・子育て支援事業計画素案に係るパブリックコメントの結果等について

(蔭山会長)

では、協議事項(1)「知立市子ども・子育て支援事業計画素案に係るパブリックコメントの結果等について」を議題としたいと思います。事務局の説明をお願いします。

<資料7号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

資料7号の内容により、パブリックコメントを実施したということであります。

これについて何かご意見はありませんか。

ないようでしたら、次の検討に入ります。事務局の説明をお願いします。

<資料8号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

乳幼児の保健の領域の追加ということのご提案ですが、いかがですか。

(野々村委員)

確認ですが、31ページの「新生児訪問事業」について、これは生まれた赤ちゃん全員という意味なのか、「妊婦訪問事業」で該当するような特定な方だけなのか。「新生児訪問事業」の生後1か月までの生まれた赤ちゃん全員となると、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の似たような感じになるのかなと思ひまして、どんな風実際にやっているのか。

(事務局)

基本的には「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の中に「新生児訪問事業」があるという含まれ方になっていますが、「新生児訪問事業」に関しては、より専門的な助産師を母乳育児の推進といった形で派遣していることなどもございますので、別のものとして「新生児訪問事業」としてあげさせていただきたいと思ひまして、このように記入させていただきました。保健師プラス助産師という形で訪問を行っています。

(野々村委員)

気になったのは、対象児が全員だとしたら、1か月当たり出生児が100人ぐらいたとすると、1か月で100人訪問して、また4か月目に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」でも100人訪問するということでしょうか。

(事務局)

「新生児訪問事業」につきましては、1か月までの新生児と定義しておりまして、実際のところ、母乳で困っていらっしゃるお母様方がほとんどで、そういった方々により母乳育児を推進するための事業として行っているものでありますので、全員の方に行っているというわけではなく、必要性がある方について行かせていただいているということになります。

(北村委員)

全員に実施する予定はないのですか。

(事務局)

「妊産婦訪問事業」につきましては、妊娠届出書でスクリーニングにより、必要度の高い方に関して行かせていただく形をとらせていただいております。

(北村委員)

スクリーニングというのは誰がするのですか。

(事務局)

保健師がします。

(北村委員)

全員をスクリーニングできるのですか。

(事務局)

母子手帳を発行の時に、妊娠届出書にそういったスクリーニングをさせていただく方針項目がございまして、危険度の高い方に関して行かせていただいております。

(北村委員)

それは、直接本人に会って行っているのですか。

(事務局)

母子手帳の発行は全てご本人様、もしくは旦那様に発行しておりますので、状況をよくお聞きするように心掛けております。

(北村委員)

家庭訪問をすとかはしないのですか。

(事務局)

現在のところはしておりません。

(北村委員)

する予定はない、する必要はないという考えですか。

(事務局)

必要に応じてということになるかと思います。

(北村委員)

必要に応じてというのは、スクリーニングにかける人の判断ですか。

(事務局)

一定の基準が、県の指針としてありますので、それに基づいて判断をしております。また、地区の保健師もありますので、担当した保健師が気になる妊婦さんにつきましては、一人で判断するのではなくてチームで判断するように心がけております。

「新生児訪問事業」につきましては、必要がある方になっておりますし、「未熟児訪問事業」につきましては、従来、都道府県に対してすることとされていた未熟児の届出先が、平成 25 年から市町村に対してするように変更されておりますので、こちらは市に届出がされますので、必ず保健師が対応するようにしております。「養育支援訪問事業」につきましては、必要な方になりますし、「母子保健訪問事業」につきましても必要な方となっております。

(北村委員)

そこでは、教育制度のこととかその後の保育を受けたいとかそういう制度的な話もするのですか。

(事務局)

保健センターが子ども課に確認をとって、子ども課と連携をしてご相談に対応させていただいております。

(蔭山会長)

私から二点。少し私は古いかもしれませんが、「妊婦訪問事業」の中に生活指導、家庭計画とありますが、今は「家族計画」ではなくて「家庭計画」ですか。

(事務局)

大変申し訳ありません。字の誤りで、「家族計画」です。

(蔭山会長)

それから、今後の目標のところ、「職員の質の向上に努める」というところですが、よくわかりますが、通常は「資質を高める」ということで、余り「質」とはいわないのではないのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。そのように訂正させていただきます。

(蔭山会長)

ほかにご意見はありませんか。

ないようでしたら、次の検討に入ります。事務局の説明をお願いします。

<資料9号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

市民の方からのパブリックコメントについての対応について説明がありました。何か、ご意見・ご質問等ありますか。

(服部悟委員 (代理：鵜飼氏))

2点、お願いします。まず、パブリックコメントへの回答について、③(1)の「5歳児健診」について、これを見ますと、5歳児健診は、やることが必要だけでも確保が難しいということが書いてありますので、将来的にはやっていく方向で何とか確保していくということになるというような回答に読めます。しかし、子どもの発達については1歳半健診で発達障害は早期に見つけるということが大前提で、どうしても見つからない子は3歳では確実に見つけようという方向で動いています。愛知県では母子保健マニュアルとあって、子どもさんの健診の様子を経年的に追っていくような形で、発達を追っていきながら発達障害を見つけていくようにこの2年くらい強化しています。5歳児で何が問題かというところに入っていくと集団に入っていくと馴染んでいかないというところが大変問題になってくると思いますので、特に、知立市の場合は、保育園に保健師が巡回訪問しながら保育士さん達と一緒に連携しながらやっていることが素晴らしいと思いますので、その辺を強化していく方向でいいのかなと思います。コメントの書き方を見ると、何となく将来的にやっていくような感じなので、その辺りのお考えをお聞きしたいです。

二つ目は、⑤(2)の「子育てガイドブック」の他言語に翻訳する話ですが、この回答が「今後、費用対効果などを検証して参ります」ということですが、おそらくこの言葉は、一人でも二人でも困る方がみえるので、そういう翻訳のものが欲しいと思うのだと思います。費用対効果というよりは、必要に応じて何らかの需要があれば少し考えていくとか、個別の対応ができるような方向では難しいのかなと思いましたので、お考えをお聞かせください。

(事務局)

5歳児健診のことにつきまして、これから、今やるやらないというようなことを判断できる状況ではなく、健診をやるからには健診がより精度の高いものであって、受ける方にとっても良いものであるべきことでなければならぬので、そういった動きが国として出てきたりですとか、そういったことがあれば検討していくことも必要かなと思っています。

(蔭山会長)

すぐ5歳児健診を実施するという段階には至っていないということですね。その前の段階で、行政としてどうするかという点では、しっかり調査研究するというレベルにしかたないでしょう。理由のところは、もう少し簡略的でもいいのではないかと思います。方向としては、5歳児健診をやっていく方がいいと行政側も考えているわけでしょうか。

(事務局)

まだ、そこも検討中という段階です。

(蔭山会長)

発達障害の早期発見については、5歳児では遅いです。そのため5歳児健診の目的は早期発見ではないと思います。3歳で発見しないといけないですし、できれば1歳代で発見したいところです。しかし、発達障害も色々な種類があります。自閉症スペクトラムもあれば、ADHDもあれば色々です。学習障害などは5歳近くでないとはっきりしません。また社会適応上の問題をいかに指導するかということが就学前1年間の大きな課題ですので、その為の5歳児検診だと思っておりますのでしっかり研究してください。

(事務局)

ありがとうございました。

(北村委員)

保育園から小学校に上がる前に健診を受けさせてもらえば、適応性についてはある程度大丈夫かなと思います。保育園や幼稚園に入っている子はよいのですが、そうではない子供達をどうするのかというところのスクリーニングはどうにかしなければいけないのではないのでしょうか。保育園側も一生懸命やって、勉強もやっているのですが、結局、スクリーニングをかけたはいいが、その後どう保育するのかとか、どう家庭支援していけばいいのかというところがやれていないと感じます。守秘義務や個人情報の問題があると思いますが、そのために保育園側に情報が流れてきません。保育園に入って初めてわかるということがあったりします。事前にわかっているのであれば、職員配置の問題など受け入れ準備ができるということがあります。園に入って2～3か月経ってからとなると、幼稚園などでは一人に対する配置がとても大きいので対応が難しいということもあります。そういうことが事前に打ち合わせできるといいと思います。

ここに書いてある「不適合」という言葉はとてもショッキングな言葉で、不適合ではなくて、それを受け入れられるような仕組みを作ることが大事だと思います。普通クラスでは不適合だから別のクラスに動かすというのではなく、学校側も受け入れられる仕組みを作ることが今後大事ではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(山崎委員)

5歳児健診の健診というのは、そういうことを見つけるという意味で5歳児健診という名称をつけているのですか。

(事務局)

会長のお話しにもありましたが、3歳児健診でははっきりしなかったところの社会性の問題ですとか、そういったところがより集団になってくるとわかります。生活指導ですとか今後小学校へ入っていくときに生活の面で少しでも支援できるようなことがあればというような健診と考えております。

(山崎委員)

一般的に健診という言葉が、診察をして、この子はこういう障害があるとそういうことを見つげるということの場だと思っていました。そうではなくて、先程の話を聞いていると、そこからこの子はどう対応したらいいかということを支援する、ある意味、指導・助言する場と捉えて変えていく方向がいいということですね。

(事務局)

1歳6か月健診や3歳児健診におきましても、個性であって特長であると思いますが、そうした部分をいかに保護者の方がご理解いただいて、良い面を伸ばしながら、どう適応していくかというところを助言というか支援していくのが仕事という風に思っております。

(山崎委員)

その時点でしっかり保護者を教育するような強い指導が必要かなと思っています。それは、入園された子ども達が集団の場で困るということももちろんですが、小学校1年生に上がってきた子達を最近見ていると、非常に気になることが沢山あります。そうした中で、保育園や幼稚園と会議を開いて、きちんとデータをいただくということになっています。それは私の若い頃から比べると随分進んできました。以前は、保育園や幼稚園から中々情報をいただかず対応が遅れて、もっと早くわかっていれば対応できたということがありました。

こうした障がいについては、我々も日々勉強していますので、それを保護者が良く理解して、学校と共に手をとってやるということが重要です。親に対する教育というのがしっかりしていないと、保育園も困るし、小学校でも困る。困るということはどういうことかということ、その子にとって不利益になるということです。保護者が理解して、学校側と協力してその子どもにあった教育をしていくことが重要だと思います。

(蔭山会長)

健診は1歳児にしても3歳児にしても、スクリーニングして心配な子だけを洗うだけではなく、それをどうフォローしていくかが大切です。5歳児健診を実施するにあたっては、心配な子を把握するだけではないので、きちんと支援体制も整えなければ実施できないと思います。山崎委員が仰っているような点は、5歳児健診を実施するとなれば当然必要なことという認識になっていると思います。

(吉田委員)

友達の中で1歳半健診や3歳児健診では特に何も言われなかったのに、今おかしいではないけれど不安になっている親御さんがいます。保育園の入園前の市役所での面接時に、親が普通の子と違うということに気づいた人もいますが、健診では何も言われず、その後に気づいて、今の自分ではどうすればいいのかわからない状況の親の方もいます。この5歳児健診を就学時健診の時にすることはできないのでしょうか。

(事務局)

今、できるかできないかとお尋ねいただきますと、今の段階ではできないというお答えになってしまいます。しかし、そうした保護者には是非相談に来ていただきたいと思います。今後、就学時健診でやっていくかどうかということにつきましては、スクリーニングをした後、

どういう形で体制を作るかということがきちんと決まらないその後の支援ができません。それでは意味がありませんので。そののところも合わせて、市としてどうしていくのかということを考えていきたいと思います。

(事務局)

もう一つご意見いただいた「子育てガイドブック」を多言語でということ、費用対効果を検討してというのはあまり適切な言葉ではないのではないかと話がありましたので、「二言語以外への拡大は考えておりませんが、どのような言語においてどのような必要があるのか研究して参りたい」という中身に変更させていただくということで、お願いできたらと思います。

(蔭山会長)

費用対効果という考え方は良くないと思います。一人でもそのニーズに応えていくというのが、福祉の考えでは重要だと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(蔭山会長)

⑤(5)の統合保育のところ、「軽・中程度の」という言葉をとりますということによりよいですね。

(事務局)

はい。

(蔭山会長)

つまり重度も受け入れるということですか。

(事務局)

できるというか、集団で保育が必要な方については、お受けしていくということです。

(蔭山会長)

重度でも集団での保育は必要です。しかし、その場合、集団に馴染むか馴染まないかということも一つの問題ですが、重度を受け入れるというときには、中・軽度のところではあまり必要ないのですが、医療が関係してきます。看護師を保育所に常駐させないと危険です。そういうこともあり、多くの市町が「中・軽度」という表現を入れています。

私は重度でも受け入れるべきだと思っているので賛成ですが、受け入れは簡単ではないということ把握しておく必要があります。

(事務局)

重度の方への医療や保育所への看護師の配置など、そこまでの検討はまだ進んでいません。しかし、重度の方の受け入れにあたっては、医療・看護に関する整備が当然に必要になってくるものであり、まずは、現在の保育を充実させていきたいと思います。

(蔭山会長)

重度障害の場合にはまだ検討が必要ならば、その辺の文言は考える必要があると思います。

パブリックコメントのご指摘の方が、重度の受け入れを意識したかどうかはわかりませんが、意識していたとすると、先に指摘したようになります。

私は繰り返し申し上げているように、重度も受け入れて欲しいと思います。だが中々壁は厚いという実情があります。知立市は先進的に行ってほしいとは思いますが、重度を受け入れるとなると、色々な面で改善しなくてははいけません。

(北村委員)

私の園では、保護者の方にお問い合わせされて受け入れたことがあります。

市内には通所型の施設がなく市外にお願いしている状況です。市内で対応ができるとよいと思いますので、その辺を今後の研究課題ということでやっていただくとよいかと思えます。

(蔭山会長)

ほかにご意見はありませんか。

ないようでしたら、次の検討に入ります。事務局の説明をお願いします。

<資料 10、11 号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

知立政策研究会と日本共産党知立市議団からのご提案についての対応についてですが、いかがでしょうか。

(川合基弘委員)

知立政策研究会の二点目で、「児童」「園児」の語句の話ですが、意見を尊重して「園児」に変えるとすれば、例えば 24 ページの「私立幼稚園就園奨励費補助事業」の事業内容の「児童」を「園児」に変えることになりますが、あえて変えなくてもいいのではないのでしょうか。

(蔭山会長)

あまり公式に「園児」というのは使わないのではないのでしょうか。

(事務局)

計画の中で、「園児」も「児童」も使われてしまっていたので、「児童」に統一させていただきます。

(蔭山会長)

「園児」というのはとても限定した言い方なので、統一するならば「児童」の方がよいと思います。

(川合基弘委員)

そう思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(北村委員)

共産党さんの②の④の「小規模保育事業者への支援」で、補助をして環境がよくなった方

がいいと思っておりますが、トラブルが起きる可能性もあります。

補助を行う対象は、国の定めた小規模事業に入る施設に対してですか。

(事務局)

そういうことです。新制度の小規模保育事業所に入る場合の話です。

現在も1歳児に関して、認可保育所では保育士1人に対して児童4人という形で実施しています。しかし、国の基準では保育士1人に対して児童6人となっています。そのため、その分は市が補助を出して行っている状況です。今後も同様の形になると思います。

(蔭山会長)

ほかにご意見はありませんか。

ないようでしたら、次の検討に入ります。事務局の説明をお願いします。

<資料「愛知県との協議結果」に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

いかがでしょうか。

(北村委員)

県は誰が検査していますか。

(事務局)

子育て支援課です。

(北村委員)

2号認定のところで、「教育ニーズあり」と書いてあるのですが、前回も言いましたけれど、保育園でも教育しているので、幼稚園ニーズならわかりますが、「教育ニーズ」というのは、直してほしいです。2号認定の教育ニーズありというのは、少し誤解を招きます。

(事務局)

長くなってしまうので少し省略してしまっているのですが、正しくは「幼児期の学校教育の利用希望が強い」というのが、国の手引きの記載方法です。

(北村委員)

確かに国の制度の中で、幼稚園側の人達は「教育」ということを強調しています。

「幼稚園ニーズあり」ならまだわかりますが、「教育ニーズ」というと、では他の2号認定の人は教育が要らないのかということになりかねないので、ここの文言はぜひ変えてほしい。

(蔭山会長)

保育所は保育、幼稚園は学校教育という考え方が昔からありますが、こうした考えは国の方では変わってきているのですか。

(事務局)

国の方の表記でいいますと、先程申し上げたとおり「幼児期の学校教育の利用希望が強い」ということです。

(蔭山会長)

ということは、こうした考えは残っているのですね。

北村委員のご意見のように表現は修正した方がいいと思うのでそこは少し考えていただきたいと思います。

(事務局)

ご指摘いただいて点につきましては、県の子育て支援課に対しても、委員の方からこういう意見があったということをお伝えさせていただきます。

(清水委員)

スペース上これしか表記のしようがないということかと思いますが、その部分については46ページに言葉の説明もありますので、こういったところに学校教育法等について説明するという方法もあると思います。

(北村委員)

そうであれば、「教育ニーズ」というのは要らないので省いてよいと思います。

(清水委員)

省くと、この表記の部分の意味が通じにくいのではないのでしょうか。

(事務局)

ここにつきましては、認定こども園というのが国の中では念頭にあって、それらの潜在的なニーズの把握をする目的があります。知立市だけの話ではなく、これを愛知県で県下全域を取りまとめて、それを国がまとめてニーズ把握をしていくという形になろうかと思っています。その際に、県であれば認定こども園の認可についての参考資料となるものになるかと思えますし、これを知立市だけ省くというのはできないと考えております。

(北村委員)

2号認定で幼稚園希望がある、教育希望があるというのは、具体的にいうと、どの施設を作ればよいという話になるのですか。

(事務局)

認定こども園がその受け皿になるのか、保育所が受け皿になるのかというところだとは思っています。

(北村委員)

元々、認定こども園を作らなくてはならない理由というのは、待機児がいて、それを保育所側ではもう受けられないから幼稚園を保育所化しようという話でスタートしています。基本的な考え方として、2号認定の子達が幼稚園に入れればそれでいいという話ですよ。保育所は教育しているので、別に2号認定の子が入ってくるときに教育ニーズがあるのはその通りだと考えると、この意味合いがよくわからない。幼稚園側が認定こども園化して保育所の子を受け入れることがあれば待機児が減るし、ニーズにも応えられるということだと思います。ですから、教育ニーズありというなら、「幼稚園希望者」というのが正しいという認識です。ここに表記されると、教育ニーズはこれだけで、それ以外の人は教育ニーズがないと言われている気がして、それはとても心外かなと思います。

(事務局)

「幼児期の学校教育の利用希望が強い」という書き方であればいかがでしょうか。

(北村委員)

内閣府が言っていることなので、しょうがないとしか言いようがない。子ども・子育て会議でも言っていることなので、仕方がないところもありますけれど、ここだけ「教育のニーズあり」と書かれると、先程言いましたが、逆説的に教育ニーズがないという人達がこんなに沢山いるのかという話になってしまう。

(蔭山会長)

保育所が教育してないようにみえると誤解されないようにしたいというご意見だと思うので、そこのところを考慮して、表現をご検討ください。

(事務局)

わかりました。

(蔭山会長)

1番目の指摘の認定こども園の件で、頭のところに「認定こども園への移行を希望する園に対し、相談支援などを行います」を入れるという案ですね。むしろ、これは各論みたいな話で、しかし各論にないですよね。だから、頭に入れるのであれば、相談支援などの事業が設定されないとやらないということになってしまうので、新たに起こして入れていただいた方がいいのではないかと思います。

(事務局)

③の教育・保育提供事業者への支援のところ、一項目付け加えたいと思います。

(蔭山会長)

そうですね。(3)のところの鑑にあたる部分の中に先程の部分を入れて、①から各論になるわけですので、その各論に具体的な事業がないのではよくないと思いますので、この相談というのを具体的な事業としますというふうにした方が整合性があるのではないかと思います。

(清水委員)

会長の今のご指摘の認定こども園は、少し文言を考えていただいて、何らかの形で県の協議の結果が反映されるようなものにしていただければと思います。

(蔭山会長)

そうですね。それは是非そうしていただきたいなと思います。

今日、ご検討いただく件は以上でよろしいですか。

(事務局)

もう一点お願いします。資料7号の47ページをご覧いただきたいのですが、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容」の(1)時間外保育事業の一行目ですが、今まで18時以後について保育を必要とする方への保育を、通常の利用時間以外の時間として延長保育という事業としてやってきました。

新制度になり、保育の認定というものが長時間認定と短時間認定という二つになりまして、

長時間認定というのは保育時間が11時間まで、短時間認定は8時間までという区分になります。それぞれ11時間、8時間を超える部分を延長ということになりますので、その部分が時間外保育事業ということになります。

通常の利用時間以外の時間というのが18時以降に限られなくなりますので、「(18時以降)」という文言を削らせていただきたいという提案です。

(蔭山会長)

それは、よろしいですか。では、そうさせていただきます。

(2) その他

(事務局)

本日いただきました件を詰めさせていただきますして、市議会の12月定例会に議案として諮らせていただきたいと思います。これは、12月19日に閉会になりまして、議決をいただくこととなります。1月中旬から下旬ごろに、議会の結果の報告も兼ねて子ども・子育て会議を最後の1回を開催させていただきたいと思います。正式にはまた改めてご連絡させていただきたいと思います。

今回の会議では、市議会での検討結果等をご報告させていただきますして、最終的な答申をいただきたいと思っております。合わせて大変遅くなりましたが、次世代行動計画の平成25年度の実績をご報告させていただければと思っております。本来であれば、もう少し早くご報告すべきでしたが、子ども・子育て支援事業計画の検討を優先に進めさせていただきましたので、このような時期になってしまいました。

(蔭山会長)

どうぞよろしく申し上げます。

それでは、これで閉会いたします。ありがとうございました。

以上